

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	要求水準の適用関係	全般							<p>要求水準書には、要求水準、委託業務標準仕様書、包括的民間委託業務仕様書、仕様発注委託事業仕様書、水質管理項目が掲載されています。</p> <p>このうち、は仕様発注に係る仕様書のため業務内容・範囲・手法等について本仕様書に記載のとおり業務の執行を行うことが求められているものと解釈できます。</p> <p>一方、にて性能規定がなされている公共施設等運営事業ならびに包括的民間委託については、当該要求水準を満たすことを条件に業務実施方法の選択の自由度が高められているものと解釈しています。しかしながら、これに関係する委託業務標準仕様書や包括的民間委託業務仕様書があり、どの程度まで手法の自由度が認められるのかが不明確な状態です。</p> <p>さらに、集落排水施設の管理については、包括的民間委託であるところ、性能規定が記載されていません。</p> <p>要求水準(仕様、性能)の適用関係を明確化していただけないでしょうか？(要求水準と参考書類の区分)</p> <p>仕様書発注のところについては、回数等の変更対象となる値の記載をお願いします。</p>	<p>仕様発注は別紙E-1、2を考えています。それ以外については、性能発注として求めています。</p> <p>仕様発注の回数等の変更は求めていませんので、本内容の実施を求めます。</p> <p>参考資料としては、別紙C-1～5と別紙A、Bを添付していますが、それ以外については要求水準としています。</p>
2	事業対照表	3		1.7	表	1-2			<p>別紙A(別紙-1)の用語の定義によると、維持管理は修繕、維持と分かれ、維持は運転、保守、点検、調査、清掃等に分かれています。また本表では維持管理、運転、点検、修繕とあることから、本表での維持管理は保守(または調査、清掃)という意味で使用されているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
3	関係法令等	4		1.8		1.9			<p>p2の1.6関係法令等と1.7用語の定義と内容が重複していると思われるが、差異がありましたらご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>重複していますので、1.8及び1.9を削除します。</p>
4	経営に関する要求水準	5		2.1					<p>経営必達目標である経費回収率の定義は、地方公営企業法の適用に伴い変更になりますでしょうか。</p>	<p>法適用に伴い経費回収率の定義は変更となりますが、現時点では具体的な数値が算定できないため元金償還ベースでの試算としています。定義変更に伴う変更を反映した目標値は、法適用年度に精査の上、調整していく予定です。</p>

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
5	経営に関する要求水準	5		2.1					下水道使用料のうち2割は引き続き市が収受すること及び汚水処理費のうち資本費は事業開始前の市による更新投資の影響が大きいことから、経営必達目標である経費回収率に対して事業者の経営努力が及ぶ範囲は限定的と考えますが、経営必達目標は事業者のみに課せられる目標でしょうか。 また、仮に市と事業者の双方に課せられる目標である場合は、経費回収率の向上に占める双方の責務の割合を明示する必要があると考えます。	経営必達目標は、事業者のみに課せられる目標と位置付けています。なお、目標値は、資本費に占めるウエイトの大きい企業債元利償還金(過年度投資分)は減少傾向にあることを考慮して設定しています。
6	経営に関する要求水準	5		2.1					経営必達目標に関して、効果的な収益改善のため、事業開始早期に対策を講じた場合や使用量減少による減収等を想定すると、5ヵ年毎に前期の5ヵ年平均を上回るという目標は現実的でないように考えます。最終年度の経費回収率のみを経営必達目標にしていただけないでしょうか。	本市としては、現状の30%未満という数値については、全国平均値より非常に低い数値となっており、早期に改善したいと考えますので、原案のとおりとします。
7	経営に関する要求水準	5		2.1					経営必達目標の経費回収率30%(最終年度)について試算の根拠をご教示ください。	下水道使用料は現況をベースに一部のエリアの接続拡大を見込んでいます。維持管理費は現況程度、元利償還金は減少傾向となることを見込んでいます。なお、一般会計繰入金や資本費平準化債の発行額は実績を踏まえ、将来の元利償還金をベースに設定しています。
8	経営必達目標	5		2.1					業務内容より須崎市下水道は、事業期間中に地方公営企業会計への移行(以下、「法適用」という。)を予定しているものと伺い知れます。法適用により、資本費の内訳は、従来の元金償還金+支払利息から減価償却費+支払利息に変更になります。須崎市では、償還のピークを過ぎていることから、今後は元金償還金が減少していきますが、その一方で、事業期間中の新規建設投資を考慮しても法適用効果により、減価償却費が元金償還金よりも大きくなる可能性があります。これらを考慮した目標値の精査が必要だと考えられます。 精査が可能となる時期は、法適用後になりますので、提案書では法適用や予定されていない建設投資を考慮せずに回収率の企画を行うことになると思います。以上の解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(4の回答も参照願います)

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
9	経営必達目標	5		2.1					経費回収率が前期5カ年平均を上回ることとされていますが、例えば収益事業により収入を増加させ回収率を高める場合は、事業の終期に行ったほうが目標を達成しやすくなるといった不具合が発生します(何らかのコスト削減策を導入する場合も同様)。回収率変動の構成要素ごとに、適切に評価いただくよう、検討をお願いできないでしょうか。	前期5ヶ年平均を上回ることとしているのは、最終目標に向けて緩やかに改善していくことを目指しているためです。質問にあるとおり、収益事業を終期に実施した場合には、不具合が発生するため、構成要素の数値についても確認の上、適宜評価します。
10	計画関連業務	8		2.3.1	(2)				業務目標[全体計画]に、「雨水管理総合計画を踏まえた」と記載があります。策定済みの場合、計画書を開示いただけますか。一方、未策定の場合は、本業務とは別に策定されるものと考えてよいでしょうか。	雨水管理総合計画は未策定です。雨水管理総合計画の策定は国土交通省からは必要とされている内容ですので、雨水の全体計画改定の際に策定することを求めます。
11	計画関連業務	8		2.3.2					「ただし別紙に示す数量については(中略)実施すること。」とありますが、どの数量を示しているかご教示いただけますでしょうか。また、その数量を考慮して、計画業務を実施するという認識でよろしいでしょうか。	別紙とはC-1に示す面積、延長等です。
12	終末処理場・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務	9		2.4.2					「ただし別紙に示す施設能力については(中略)実施すること。」とありますが、どの施設能力を示しているかご教示いただけますでしょうか。また、その施設能力を考慮して、計画業務を実施するという認識でよろしいでしょうか。	前段については、別紙-9に示す施設毎の能力です。後段については、ご理解の通りです。
13	汚水・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務	9		2.5.1	(2)				管渠の台帳データのご提供時期をご教示いただけますでしょうか。また、計画を策定するにあたり、貴市の提示資料に不足があった場合、別途調査が必要となり、費用が発生すると思いますが、貴市に請求可能という認識でよろしいでしょうか。	現時点では、汚水管渠については資産評価にてチェック済みであり、資料不足はありません。雨水管渠については、資産評価未実施で、別途調査が必要です。調査は、市の負担(交付金等含む)で行う予定です。
14	計画関連業務	9		2.5.1	(2)				雨水管渠については「台帳データ等を基に」とありますが、紙ベースの台帳ありと理解してよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
15	会計関連業務	11		2.6.1	(2)				事業者が提案できる赤枠内に、「2024年当初を目途に企業会計移行」とありますが、移行時期は事業者提案で決められるのでしょうか。それとも2024年固定でしょうか。	総務省からの要請を加味し、現時点で2024年としています。市の事業に支障がきたさない範囲で、合理的な理由を附して移行時期を提案ください。
16	汚水・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務	12		2.6.2					「ただし別紙に示す対象資産及び調査数量については(中略)実施すること。」とありますが、どの対象資産及び調査数量を示しているかご教示いただけますでしょうか。また、その対象資産及び調査数量を考慮して、会計関連業務を実施するという認識でよろしいでしょうか。	別紙-19を確認ください。その対象資産及び調査数量にて実施するとのご理解の通りです。

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
17	経営に関する要求水準	12		2.7.1	(2)			予算・会計処理支援の表中にて、「年間の予算処理に係る事務作業(中略)を行う。」とありますが、貴市が行う費用算出を含む更新計画等に直結しうするため、SPC及びSPC構成会社が改築工事、修繕等の発注を受託できないと読み取れます。この項目自体を削除していただけますでしょうか。また、削除された場合、本事業に係る施設の改築工事、修繕等をSPC及びSPC構成会社で受託可能という解釈でよろしいでしょうか。	受注可能な事業者数を確保する観点から、表中の「年間の予算処理に係る事務作業(計画に基づく仕様作成、図面作成、数量算定、概算事業費算定)を行う。」を削除します。なお、SPCが受注を希望する際は、市の競争入札参加資格者名簿に登録されていることが必要となります。後段は、ご理解のとおりです。
18	事業支援業務	12		2.7.1	(2)			SPC構成員が市より発注される「設計等の委託業務」や「請負工事」の入札への参加を希望する場合に利益相反が発生するため、業務範囲につき、ご配慮をお願いできませんでしょうか？(当該委託、工事の予算書類、発注書類の作成等の業務を除外する。具体的方法は、各年度ごとに事務支援業務の実施計画で定めることとする。)	No17回答のとおりです。
19	リスク分担に関する事項	16		2.11				「事業者が策定・提出する危機管理マニュアル、事業継続計画」とありますが、提出時期をご教示いただけますでしょうか。	事業開始後なるべく速やかに提示頂きたいと思います。提出期限は概ね事業開始後から2年間とします。
20	リスク分担に関する事項	16		2.11				事業者(運営権者)の事業継続計画は、市が策定している下水道等のBCPとの連関に十分配慮して策定する必要があります。既定のBCPにつき情報提供いただけますか(提案時に考慮するため)。	守秘義務対象開示資料として、開示します。
21	危機管理	20		3.4	(2)			緊急事態が発生した場合、適切な応急措置、突発に発生した修繕を行うとの内容がありますが、その場合の費用は求償可能と考えますがよろしいでしょうか。	事象にもよりますが、基本的にご理解のとおりです。
22	危機管理	20		3.4	(3)			下水道災害時の中国・四国ブロック情報関連訓練に実施する訓練とありますが、詳細をご教示いただけますでしょうか。	守秘義務対象開示資料として、開示します。
23	地域貢献およびコミュニケーション	21		3.5	(2)			須崎市地球温暖化対策実行計画事務事業編を借用図書として事前に貸与願います。	守秘義務対象開示資料として、開示します。
24	地域貢献およびコミュニケーション	21		3.5	(2) (3)			要求水準書に記載のある事項のほかは、地域(住民含)その他機関等との協定等により、管理者側に求められている事項はないと解釈してよろしいですか？	目的外使用許可により、NPO法人に敷地の一部の管理を依頼している協定があります。
25	環境対策及び地域貢献	21		3.5	(3)			転落防止等の安全対策施設の確保は、事業者の提案により市負担で施工されるものと考えて良いでしょうか。	安全対策は事業者の負担とします。

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
26	環境対策及び地域貢献	21		3.5	(3)			既存施設で、バリアフリーに配慮されていない部位については、事業者の提案により市負担で施工されるものと考えて良いでしょうか。	安全対策は事業者の負担とします。
27	環境対策及び地域貢献	22		3.5	(3)			過年度の苦情の発生回数及び苦情内容についてご教示下さい。	各対象施設とも、ここ数年は苦情等の発生はありません。
28	環境対策及び地域貢献	22		3.5	(3)			「窓口電話を24時間受付可能な体制をとり」と記載がありますが、過年度の業務において同様の体制をとられていたのでしょうか。市民からの要望(24時間体制)の有無ならびに夜間の受付実績等の情報提供をお願いできますか。	市では、本事業の対象業務かどうかにかかわらず、閉庁日は日直、夜間は宿直が各2名配置されており、何かあれば24時間体制で担当課等に連絡できる体制となっています。本業務においても、日直等からの連絡を受けられる体制づくりをお願いしているものです。
29	下水道管渠運営に関する企画・調整・実施	24		4.2.1	(2)			基本業務指数の必達目標について、管路施設のストマネ計画は未策定と認識しています。よって、本事業契約時点において、指数はあくまでも仮設定値であり、ストマネ計画策定後の見直しも考慮されるものと考えて良いでしょうか。必達のため必要となる修繕・更新工事について、市の予算確保ができなかったことに起因して生ずる未達成事象については、運営権者の責にはならないと認識してよいでしょうか。	「基本業務指標～しょうか。」については、ご理解の通りです。「必達～しょうか。」については、市の予算確保が出来ないことが原因であることに対して合理的な説明が可能であれば、市に責として考えます。
30	下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する要求水準	24		4.2.1	(2)			基本業務指標について、現状及び過去の管理状況、各発生件数実績をご教示いただけますでしょうか。	守秘義務対象開示資料とともに、開示します。
31	下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する要求水準	24		4.2.1	(2)			表中の「応急措置実施数」に関して、ここで記載されている「応急措置」の定義をご教示いただけますでしょうか。	応急処置とは「下水道事業を運営するにあたり、さし迫った場合に合わせた臨時的処置」です。
32	下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する要求水準	24		4.2.1	(2)			不明水に関する業務指標として、過去5か年の実績をご明示ください。また、早期の改善を目指し、初期に対策を講じた場合、対策余地が少なくなるため、5か年毎の目標達成は難しくなります。最終年度の目標のみとしていただけないでしょうか。	過去の実績は、守秘義務対象開示資料とともに開示します。本項目は、要求水準書案の変更可能項目となっていますので、変更案として提示してください。
33	下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する要求水準	25		4.2.1	(2)			目標を設定するため、表中に記載されている各項目の実績(現状及び過去)をご教示いただけますでしょうか。	現在、実績はほとんどないため、運営権者側で目標を設定してください。

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
34	下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する要求水準	25		4.2.1	(2)			連絡・相談・苦情の処理率について、「処理」の定義をご教示いただけますでしょうか。	処理とは「連絡・相談・苦情に関し、合理的な事由を有する事案について解決すること」です。
35	終末処理場における運転管理に関する要求水準	31		5.1	(1)			現有施設能力について、日最大汚水処理量671m3/日と記載がありますが、現場説明時のB-DASHパンフレットには500m3/日と記載があります。どちらが正でしょうか。	現有施設の日最大汚水処理量は、現場説明時のB-DASHパンフレットに記載のある、500m3/日です。
36	終末処理場における運転管理に関する要求水準(2024年度以降)	31		5.1	(3)			要求する放流水質値は、下水道放流水質基準という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
37	終末処理場における運転管理に関する要求水準	32		5.2.1				エネルギー管理に関する事項について、省エネ法ではエネルギー使用量1,500kl/年(原油換算)以下であれば策定義務は発生しません。本要求事項は、法定の取組みを求めるものではないと解釈しますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
38	終末処理場における維持管理に関する要求水準	34		5.2.3	(2)			悪質排水の流入等に対して、実施した改善措置に係る費用(計量証明、水質分析、人件費、薬品費、電気代等)は貴市に請求できるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	汚泥管理に関する事項	34		5.2.4	(1)			運転操作上設定する汚泥含水率等の基準を事業者自ら設定し遵守とあります。現在の受入先の受入条件等を情報提供いただけないでしょうか。	守秘義務対象開示資料とともに、提示します。
40	廃棄物処理管理業務	35		5.3				「廃棄物排出事業者として……適切な処理を行うこと」とあります。現在の搬出先、搬出時間帯等の条件を提供いただけないでしょうか。	守秘義務対象開示資料とともに、提示します。
41	終末処理場における維持管理に関する要求水準	36		6.2	(2)			提出書類項目の中に、月間維持管理計画書が含まれていますが、月間ではなく四半期ごとの維持管理計画書で十分と考えます。四半期に修正していただけますでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
42	修繕業務	37		6.4	(2)			予防保全的修繕についてはストックマネジメント計画策定後から開始される解釈しますがよろしいでしょうか？あるいは、規定の修繕計画があれば情報提供いただけますか。	「予防保全～でしょうか？」についてはご理解の通りです。規定についてはありません。

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カ	(カナ)	英字		
43	終末処理場における維持管理に関する要求水準	38		6.5					電気工作物に係る業務について、「電気主任技術者を選任」とありますが、みなし設置者として外部委託は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
44	修繕業務	38		6.5					「電気主任技術者を選任するとともに…」と記載がありますが運営権者は電気工作物の設置者にはあたらないため、これを置く義務はないと考えます。選任を求めている理由を教えてください。	43を参照願います。
45	付帯事業	39		7.1					付帯事業の実施に関して、有効性が認められれば「事業費の支出を検討し」、「建設・改築業務については市が発注する」とありますが、募集要項2.(5).クの表中では、事業者が負担することとなっています。どちらが正ですか。	募集要項を修正します。
46	契約終了時の措置	41		9.4					「事業者は、市の指定する日までに、(中略)財務及び運営、技術に関するすべての最新文書を(中略)送付すること。」とありますが、技術的文書には民間ノウハウに含まれる情報があるため全資料の譲渡はできないと考えられます。「技術に関するすべての最新文書」に関しては除外していただけますでしょうか。	市としてはご提供頂くことを希望します。具体的には競争的対話での協議とします。
47	契約終了時の措置	41		9.4					「転籍を希望する全従業員記録を次期事業者へ送付する」「財務及び運営、技術に関する全ての最新文書を市又は時期運営主体に送付する」と記載があります。個人情報保護及び知的財産権への配慮について付記をお願いできないでしょうか。	個人情報については市の個人情報保護の取り扱いに基づいて配慮します。 知的財産権については内容によって協議します。 基本的な考え方は原案のとおりとします。
48	リスク分担	別2							表中の法令変更、税制変更リスクにおいて、「当該事業にかかる根拠法令、許認可の新設・変更」は行政に係るため、貴市のリスク分担ではないでしょうか。	運営権事業であり、新設・変更内容によって判断することになると考えています。
49	リスク分担	別3							備考欄に「増加費用は、原則各自の負担とする。」とありますが、各自とは何を示しているかご教示いただけますでしょうか。	市と運営権者です。

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
50	別紙Bリスク分担 施設の瑕疵	別3							施設の瑕疵・募集要項等、市が運営権者に開示した……とありますがリスク分担に運営権者にも と記載されておりますが、開示した資料の情報等による瑕疵を推測できた場合、事業開始後に市へ報告することで市のリスク分担とし、その他は推測できなかったものと考えて宜しいでしょうか。	瑕疵が推測できた場合には、競争的対話にてお示しください。
51	別紙Bリスク分担 調査計画	別4							調査計画・用地 資材置場の確保……とありますがリスク分担に運営権者 と記載されておりますが、用地交渉については市の協力を得られるものと考えて宜しいでしょうか。(任意事業を除く)	終末処理場内においては必要な協力は行います。
52	別紙Bリスク分担 調査計画	別4							調査計画・計画 国庫補助金の要望額に対して……とありますがリスク分担に運営権者にも と記載されておりますが、予定されていた事業が実施されなかった場合に発生する諸問題については市のリスク分担と考えて宜しいでしょうか。	予定されていた事業の内容、発生する諸問題の内容によるため、個別に協議が必要と考えています。
53	別紙Bリスク分担 維持管理運営	別4							維持管理運営 流入水質の変動に伴う……とありますが、リスク分担に運営権者 と記載されておりますが、流入水質に恒常的な変化が生じた場合において、既存施設で対応できず、追加の施設整備が必要となる場合は市の負担という考え方で宜しいでしょうか。また、その期間の対応は別途協議ということで宜しいでしょうか。	流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化があった場合には、別途協議を行います。(要求水準書P31ご参照)
54	別紙Bリスク分担 維持管理運営	別4							維持管理運営 人口減少・節水による流入水量減少……とありますが、リスク分担に運営権者 と記載されておりますが、流入水量に恒常的な変化が生じた場合において、既存施設で対応できず、追加の施設整備が必要となる場合は市の負担という考え方で宜しいでしょうか。また、その期間の対応は別途協議ということで宜しいでしょうか。	No53を参照願います。
55	別紙Bリスク分担 維持管理運営	別4							維持管理運営 汚泥処理条件の汚泥受入先又は受入条件の変更による増加費用が運営権者 と記載されておりますが、受入先の選択肢が少ないことから不可抗力のリスクとして頂けないでしょうか。	現案のままとします。なお、要求水準書P2の第1章1.3もご参照下さい。
56	別紙Bリスク分担 維持管理運営	別4							維持管理運営 汚泥処理条件の発生量及び品質の変化に伴う処分費増加が運営権者 と記載されておりますが、恒常的な変化が生じた場合において追加の施設整備が必要となる場合は処分費を含めて市の負担という考え方で宜しいでしょうか。	現案のままとします。なお、要求水準書P2の第1章1.3もご参照下さい。

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
57	リスク分担	別4							流入水量の変動の事業収入減少については、貴市のリスク分担にしていたでしょうか。備考欄には理由が書いてありますが、一般的には貴市でリスク管理を行う項目だと認識しております。	現案のままとします。なお、要求水準書P2の第1章1.3もご参照下さい。
58	リスク分担	別4							「汚泥処理条件の変動」の「汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処理費用の増加」、「汚泥の発生量及び品質の変化に伴う処分費用の増加」は貴市との協議項目としていただけますでしょうか。(流入水質、水量が計画値を超えた場合、事業者の責を超えていると認識しております。)	恒常的な水質の変動で設備の追加が必要となる場合は市負担とし、それ以外は運営権者の負担と考えています。また、脱水汚泥については、発生量及び品質変化のリスクは運営権者負担と考えています。(実施契約約款Aご参照)、ただし、流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化があった場合には、別途協議を行い、適切な分担を検討する予定です。(要求水準書P31ご参照)
59	リスク分担	別4							要求水準未達については、不可抗力や第三者によるものもあるため、協議事項としていただけますでしょうか。	現案のままとします。なお、要求水準書別紙B冒頭にもあり、詳細は実施契約書と要求水準書本文の規定によります。
60	別紙Bリスク分担 維持管理運営	別5							維持管理運営 市の自由により施設が損傷・・・とありますがリスク分担に運営事業者にも と記載されておりますが、修繕金額の残分までであり、予定されている修繕費用の不足分は別途市より支払があると考えて宜しいでしょうか。	修繕費についての運営権者の負担は、規定の金額までとなります。
61	リスク分担	別5							施設損傷に関して、第三者による施設損傷は「市の事由」とは、「運営権者の事由による施設の損傷以外」と解釈してよろしいでしょうか。	第三者による施設損傷は第三者の求償すべき事項と考えます。修繕費についての運営権者の負担は、規定の金額までとなります。
62	リスク分担	別5							契約解除に係るリスク分担についてご教示いただけますでしょうか。	実施契約書を参照願います。
63	リスク分担	別5							料金徴収は上水利用料と共に貴市にて行うため、料金未払いは貴市のリスク分担ではないでしょうか。	市が行う下水道料金の徴収は運営権者の業務委託によるものであり、下水道料金の未払いがあった場合は運営権者の負担となります。
64	別紙C-2処理場ポンプ場ストックマネジメント	別10 ～ 11		2.2 ～ 2.6					2.2～2.6に記載の「表- -3」は既設数量は既設施設の対象水量と理解してよろしいでしょうか、また対象施設数量は池数または主要な機器台数として理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
65	別紙C-2処理場ポンプ場ストックマネジメント	別12		3.1				3.1に記載の「表- -7」の数値は革新的技術実証事業の処理施設(現況)と理解してよろしいでしょうか。また表中の数値についてご教示下さい	ご理解のとおりです。
66	別紙C-3管路ストックマネジメント	別14		2.2	(1)			ストックマネジメント基本計画仕様書の対象施設に「汚水マンホール、マンホールふた、取付管、ふた」について【無】とされていますが点検調査の対象とならないとばかりかいてよろしいでしょうか	標準的な仕様を示したものです。運営事業者として必要と考える場合は提案してください。
67	管路ストックマネジメント	別14 ～ 17						汚水マンホール及びマンホールふたはすでに全体調査済みのため、基本計画業務が無しという認識でよろしいでしょうか。	全体調査済みの資料を使って、今後の点検調査計画を含んだ基本計画を策定してください。
68	管路ストックマネジメント	別14 ～ 17						取付管はすでに全体調査済みのため、基本計画業務がなしという認識でよろしいでしょうか。	全体調査済みの資料を使って、今後の点検調査計画を含んだ基本計画を策定してください。
69	管路ストックマネジメント	別14 ～ 17						雨水管渠が4.2kmとありますが、全延長約12kmのうち、4.2kmのみ基本計画を立て、修繕・改築計画を立てるという認識でよろしいでしょうか。また、その他の管渠についてはどのような取扱いをご教示いただけますでしょうか。	雨水管きょについては、主要な管きょのみを対象としています。その他の管きょについては、業務受注後、調査の必要性含め、市に提案してください。
70	別紙D-1 終末処理場運転維持管理業務 特記仕様書	別27		3.1	(1)			流入量400m3/日は日平均の流入量という理解でよろしいでしょうか？	流入量についてはご理解の通りです。処理水量は500m ³ /日が最大であり、これ以上の流入量を運用していることもあります。
71	別紙D-1 終末処理場運転維持管理業務 特記仕様書	別27		3.1	(2)			記載されている流入水質は平均値という理解でよろしいでしょうか？	計画流入水質です。
72	別紙D-1 終末処理場運転維持管理業務 特記仕様書	別27		3.2				下水道放流水質超過時のリスク分担が市、要求水準書に記載の水質値は努力目標値となっていることから、放流水質に関わる要求水準は無いという理解でよろしいでしょうか？	D-1は、H29年度の包括的民間委託の内容であり、別紙-27を修正します。
73	終末処理場 包括的民間業務委託市の負担経費	別29		5.5				水道料金は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
74	終末処理場 包括的民間業務委託市の負担経費	別29		5.5					光熱費は機器運転や電力契約等による省エネ化のインセンティブとするため、負担経費も含めて事業者の業務範囲としていただけますでしょうか。	包括的民間委託の内容は現状のままとします。
75	別紙D-1	別31		7.6	(1)				終末処理場等の能力を超える水量とは、DHS床の500m3(日最大)を超えた場合として考えれば宜しいでしょうか。	従来施設である標準法の躯体を一時貯留施設として運用しており、その容量が1,200m3ありますので、この施設の運用を加味した水量とお考えください。
76	別紙D-1	別31		7.6	(2)				施設または水質に影響を及ぼす有害物質、化学物質とは、過年度において流入した実績はあるでしょうか。また、実績がある場合は、その資料(物質、原因者等)を提供願います。	実績はありません。
77	漁業集落排水処理施設 業務内容	別34		3.3	(5)				汲み取り清掃業務とありますが、事業計画時に積算済みでしょうか。	積算しています。
78	漁業集落排水処理施設 業務内容	別34		3.3	(5)				汲み取りに関して、送り先(し尿処理場)情報、取り決め事項(汲み取りは朝のみ等)、許可業者等についてご教示いただけますでしょうか。	須崎市一般廃棄物収集運搬許可業者で定められています。
79	【別紙D-2】漁業集落排水施設の清掃の頻度	別35		4.2					清掃業務の頻度は、緊急時を除き、点検業務と同一回数と認識してよろしいでしょうか？また、汲み取り清掃業務の委託額実績を開示いただくことは可能でしょうか。	簡易な清掃は、点検業務と同一回数と認識してください。平成29年度の汲み取り清掃業務委託実績額は、中ノ島:540,000円、池ノ浦:180,000円です。
80	【別紙D-2】漁業集落排水施設の緊急の措置	別35		4.3					緊急措置の5カ年の実績(内容、措置内容)を開示いただけますか。	過去5年間で、6件の緊急措置が実施されています。6件とも中ノ島地区で発生し、内訳は配管詰まり:4件、漏水:1件、浄化槽制御盤故障:1件となっています。
81	漁業集落排水処理施設 月間業務報告書	別36		4.7					環境整備業務は業務内容に含まれていませんが、本業務報告は何を指しているかご教示いただけますでしょうか。	浄化施設内の環境整備が必要になれば、報告を受けています。また、本業務報告は、仕様書3.3業務内容について報告を受けています。
82	【別紙D-2】漁業集落排水施設の修繕	別36		5.1					修繕の5カ年の実績(内容、金額)を開示いただけますか。	5カ年の修繕実績は、中ノ島:4,485,245円、池ノ浦:443,331円です。
83	漁業集落排水処理施設	別38							浄化槽の規格等が記載されていますが、現状の水質データを開示していただけますでしょうか。	守秘義務対象開示資料とともに、放流水質データを提示します。

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
84	漁業集落排水処理施設	別38							戸島地区における事業者の委託業務所掌について、汚泥引抜きは無し(海上輸送あり)とのことですが、汚泥引抜きは引き続き貴市の所掌範囲とし、事業者には責任は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただ、点検の際に汲み取りが必要な状況になりそうであれば、報告をいただきたいと考えています。
85	対象施設の概要	別40		1.3					添付資料「対象一覧表」とありますが、添付されていますでしょうか。	別紙D-3に添付されていません。募集要項6～7頁2-(2)-イ・クリーンセンター等やパンフレットを参考にしてください。
86	共通事項	別44		4.5	(1)				「機械、設備、機器等の点検、調整及び整備並びに機能検査」とありますが、機能検査には3年に1度以上行う必要のある精密機能検査は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	共通事項	別44		4.5	(1)				「機械、設備、機器等の点検、調整及び整備並びに機能検査」とありますが、機械、設備、機器等の点検、調整及び整備は、受託者の従業員が日常行える範囲との理解でよろしいでしょうか。(同頁5.業務実施要領(3)共通事項、)	ご理解のとおりです。
88	共通事項	別44		4.5	(5)				施設見学とありますが、施設見学の対応は市様が行うとの理解でよろしいでしょうか。	通常の施設見学は、市で対応します。ただ受託者に補助的な支援を求める可能性もあります。
89	委託期間満了後等の措置	別47		15					「受託者は、受託者に変更が生じる場合・・・業務に係る熟練者を配置すること。」とありますが、引継ぎに係る期間は、委託期間内に設けられるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	【別紙E-1】雨水ポンプ場の機器等の保全計画の目的	別49		2.1	(4)				雨水ポンプ場の保全管理は仕様発注にて行われるところ、「保全計画の策定」にかかり「性能・機能を発揮するための」と記載があります。性能規定とも読み取れるため、かかる部分について削除したほうがわかりやすいと考えますがいかがでしょうか。	原案のままとします。 「性能・機能を発揮するため」とは性能規定を示したのではなく、保守計画を策定する目的を示した文言との認識です。
91	雨水ポンプ場臨機の措置	別51		2.6	(1)				「緊急度等に応じた必要人員」とありますが、どの程度の緊急度に対し何人召集という基準は実施計画書にて運営権者側で想定して構わないのでしょうか。また、呼び出しに応じて精算を行うものという認識でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりですが、市で内容を確認します。後段はご理解の通りです。

要求水準書(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
92	公共下水道雨水ポンプ場	別53		3.3					月間業務実施計画書の提出が義務付けられていますが、雨水ポンプ場では点検頻度が低く、月間業務実施計画書の作成は不要であると考えます。そのため、年間業務実施計画書での報告とし、月間業務実施計画書の提出義務を除外していただけますでしょうか。	要求水準を修正しました。修正版をご確認ください。
93	雨水ポンプ場の物品管理業務	別54		4.2	(1)				物品の購入費負担が事業者となるものがある場合、調達物品の購入費把握のため過去5年間の調達実績(事業者負担分)を開示いただけますでしょうか。	過去5年間は、雨水ポンプ場の保守点検の際に必要な消耗品(그리스、オイル等)の調達実績はありません。各ポンプ場在庫品で対応しています。
94	雨水管渠維持管理業務委託	別56		2.7					本項は誤記と考えます。	要求水準を修正しました。修正版をご確認ください。
95	雨水管渠維持管理業務委託	別56		4					雨水管渠については仕様発注となるため、清掃業務、修繕業務に際し、対象箇所と延長等の情報を開示いただけますでしょうか。	守秘義務対象開示資料として開示します。
96	雨水管渠維持管理業務委託	別56		4					月間業務実施計画書の提出が義務付けられていますが、雨水管渠では点検頻度が低く、月間業務実施計画書の作成は不要であると考えます。そのため、年間業務実施計画書での報告とし、月間業務実施計画書の提出義務を除外していただけますでしょうか。	要求水準を修正しました。修正版をご確認ください。
97	雨水管渠維持管理業務委託	別58		4.4					管路修繕の限度額50万円/4.5年で、清掃業務、修繕業務等を行うという認識でよろしいでしょうか。	年間限度額50万円で、業務を実施してください。なお、初年度は半額としてください。
98	将来的な水質分析項目(案)	別61							新たに設定しようとされている分析項目は、本来要求水準似て求められている項目ではないものです。実施する際には、分析機器、試薬等は支給頂けるのでしょうか。	現場で使用する分析機器と、試薬等の消耗品(年間10万円程度)は、事業者負担を想定しています。